

## 土木工事にかかる書類の簡素化について（概要）

### 1 提出・提示する書類を明確化

土木工事の契約時、施工時、完成時において、提出または提示が必要な書類は「工事関係書類一覧表（別紙）」による。

### 2 工事材料の品質証明資料

指定材料及び設計図書で指定された材料のみを提出すること。

それ以外の工事材料は提示とする。また、納品伝票、製品カタログ等についても、監督員の請求時や検査時に提示とする。

### 3 安全管理書類の簡素化

安全管理関係書類の概要を整理して「安全管理総括表」のみを提出し、その他の関係書類は監督員の請求時や検査時に提示とする。

### 4 出来形管理書類の簡素化

#### ① 出来形の測定基準を適切に運用

出来形の測定は、土木工事標準仕様書等に規定する頻度（測定基準）以上の管理は不要とする。なお、構造物を施工するための作業土工では出来形管理図表の作成を不要とする。

#### ② 簡易な管理図表を採用

管理項目が通例に比べ著しく多いと判断されるものは管理図表ではなく、簡易な管理表の採用を認める。

#### ③ 出来形管理図表を不要とする工種の試行

切込砂利、砕石基礎工、割栗石基礎工、護岸と同時施工する河川の掘削工については写真撮影のみとし、出来形管理図表は不要とする。

### 5 少額工事（設計額500万円未満）の工事書類の簡素化

#### ① 少額工事の「総括報告表」による一括報告

設計額500万円未満の工事については、「設計額500万円未満の工事の総括報告表」による報告とする。

施工計画書、履行状況報告、再資源化完了報告書、創意工夫・社会性資料の提出は、基本的に不要とする。

#### ② 打合せ等の簡素化

工事打合簿、材料確認書、段階確認書、休日・夜間作業届については、FAX、メールによる押印不要の打合せを認める。

#### ③ 提出物の様式等を簡素化

工事管理資料、出来形管理資料、品質管理資料等は簡易な様式でも認める。

#### ④ 工事検査時の提示資料を簡素化

検査時に準備する提示書類について、産業廃棄物管理票及び産業廃棄物処理委託契約書を除き検査時に準備不要とする。

ただし、必要により提示を求める場合があるので整理しておくこと。

## 6 その他の書類簡素化への取組み

### ① 工事写真の簡素化

竣工写真は、履行届に添付する「紙」提出のみとする。

指定機械の写真の提出は不要とし、検査時、立会時（材料確認を除く）の状況写真も不要とする。

### ② 休日・夜間作業届の簡素化

施工計画書や週間工程打合せ等で事前に監督員へ報告済みであれば、休日、祝日及び夜間の作業届け出は不要とする。

## 7 適用

令和元年7月1日以降の入札公告及び指名通知による工事から適用とする。